

「スポーツ少年団認定員」資格認定要領

広島県スポーツ少年団

第1条 この要領は、日本スポーツ少年団指導者制度に規定するシニア・リーダー及び公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に規定するスポーツ指導者（スポーツドクター、スポーツデンティストを除く）を「スポーツ少年団認定員」として認定するために定めるものである。

第2条 認定の条件は、次の各号のいずれかに該当する者で、所属単位団代表指導者及び市町スポーツ少年団本部長の推薦を受け、広島県スポーツ少年団がその活動内容を審査し、「スポーツ少年団認定員」として適格であると認めた者とする。

- (1) シニア・リーダーとして認定された後も、引き続きスポーツ少年団活動を続け登録を継続し、認定申請年度において指導者として登録している者
- (2) 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格（スポーツドクター、スポーツデンティストを除く）を取得し、スポーツ少年団登録指導者として活動している者

第3条 認定を希望する者は、当該年度の1月31日までに所定の申請書により広島県スポーツ少年団本部長に申請するものとする。

附 則

この要領は、平成3年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。